

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【192】
2. 日時：令和2年5月22日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

江寄企画調査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官※、
三浦主任安全審査官※、皆川主任安全審査官※、宮本主任安全審査官、
小野安全審査専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他15名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートについて、令和2年4月30日及び5月18日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】

- 周辺構造物の倒壊等に対する影響評価結果及び不等沈下の評価結果について、評価の算定プロセスを説明すること。
- 送電線の影響範囲に含まれる荒浜側高台保管場所について、可搬型重大事故等対処設備に影響がないことを確認した根拠を説明すること。
- 液状化及び揺すり込みによる傾斜評価の際に考慮する保管場所の幅の保守性を説明すること。
- 構造物の倒壊によるアクセスルートへの影響範囲の評価について、構造物の屋根部に設置している設備等による影響の考え方を説明すること。
- アクセスルートにおいて施工する地盤改良体について、周辺地盤との相対変位で段差が生じる箇所も含め、設置位置を網羅的に説明すること。
- 5号機格納容器圧力逃がし装置基礎の影響評価について、損傷モードを踏まえて転倒評価を実施することが保守的な評価であることを説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他
なし